

## 2. 内閣府

- 01 地域自主戦略交付金等
- 02 総合特区推進調整費
- 03 総合特区支援利子補給金
- 04 国際戦略総合特区に係る税制上の特例
- 05 地域活性化総合特区に係る税制上の特例
- 06 環境未来都市先導的モデル事業
- 07 地域再生基盤強化交付金
- 08 地域再生支援利子補給金
- 09 地域における男女共同参画促進総合支援事業
- 10 地域防災力向上支援事業
- 11 沖縄 IT 知の集積促進事業
- 12 沖縄スマートエネルギーアイランド基盤構築事業
- 13 外国人観光客受入強化事業
- 14 文化観光戦略推進事業
- 15 子育てママの就職技術力向上支援事業
- 16 若年者ジョブトレーニング事業
- 17 沖縄新規学卒者等緊急就職支援事業
- 18 沖縄 21 世紀ビジョン推進「万国津梁」人材育成事業
- 19 離島特産品等マーケティング支援事業
- 20 沖縄ライフ・イノベーション創出基盤強化事業

## 内閣府 1

施策名	地域自主戦略交付金等	予算額(百万円)	512,024
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)		
概要	地方公共団体が、対象事業から自主的に選択した事業に要する費用に対し、国が交付する交付金。各府省の枠にとらわれず使えることや、箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックを重視すること等により、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図る。		
対象者	都道府県		
対象事業	<p>以下に掲げる事業等のうち、地方公共団体が作成する事業実施計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全施設整備に関する事業</li> <li>○ 消防防災施設整備に関する事業</li> <li>○ 学校施設環境改善に関する事業</li> <li>○ 水道施設整備に関する事業</li> <li>○ 農山漁村地域整備に関する事業</li> <li>○ 工業用水道に関する事業</li> <li>○ 社会資本整備に関する事業</li> <li>○ 自然環境整備に関する事業</li> <li>○ 環境保全施設整備に関する事業</li> </ul>		
支援内容	○事業実施計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、国が交付金を交付。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>交付を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4月1日 内閣府より、地方公共団体ごとの交付限度額を提示</li> <li>○ 4月中旬 地方公共団体より、内閣府へ事業実施計画を提出</li> <li>○ 5月上旬 内閣府において予算配分計画を作成し、関係省庁に移替</li> <li>○ 5月以降 地方公共団体より、移替先省庁に交付申請</li> <li>○ 5月以降 移替先省庁より、各地方公共団体に交付</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府</p> <p>地域主権戦略室</p> <p>沖縄振興局総務課</p>	<p>TEL : 03-5575-2096</p> <p>FAX : 03-5575-0564</p> <p>URL : <a href="http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/iishukofukin/iishukofukin.html">http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/iishukofukin/iishukofukin.html</a></p>	<p>03-3581-9751</p> <p>03-3581-0952</p>

## 内閣府 2

施 策 名	総合特区推進調整費	予算額(百万円)	15,100
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。</li> <li>○ 地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて用途を確定し、関係府省に移し替えて執行。</li> </ul>		
対 象 者	認定された総合特別区域計画の実施主体（都道府県、市町村、事業者等）		
対象事業	<p>認定された総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間（最長3年間）機動的に補完</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各省の予算制度における要件を満たす場合⇒ 当該予算制度のルールを適用</li> <li>② 規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各省予算制度を拡充する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 補助制度の要件緩和等の制度拡充を行った場合、拡充前の補助率を適用</li> <li>→ 各府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特区推進WG（仮称）において不適切と判断される場合を除く</li> </ul> </li> </ul>		
支援内容	<p>総合特区 1 地区あたりの調整費の年間支出は以下を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際戦略総合特区 20億円</li> <li>○ 地域活性化総合特区 5億円</li> </ul>		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手続き（予定）は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方公共団体、実施主体等により構成される地域協議会の協議を経て、地方公共団体が総合特別区域指定を申請。</li> <li>② 総合特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）の意見を聴いて、内閣総理大臣が指定。</li> <li>③ 国と地方の協議会で、新たな規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を協議。</li> <li>④ 地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。</li> <li>⑤ 計画に記載された事業について、各省の予算制度を重点的に活用。なお不足する部分を調整費で機動的に補完。</li> </ul> <p>※ 執行にあたって、内閣府から関係省庁に調整費予算を移替え。実施主体から移替え先省庁に交付申請等を行う。</p>		
備 考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-3539-2089 FAX : 03-3591-1972 URL : <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</a>	

### 内閣府 3

施策名	総合特区支援利子補給金	予算額(百万円)	151
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	総合特別区域法(国会審議中)第28条第1項国際戦略総合特区及び第56条第1項地域活性化総合特区		
概要	我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資する事業(国際戦略総合特区)又は、農業、観光業その他の産業の振興、生活環境の整備、社会福祉の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼす事業(地域活性化総合特区)を行う企業等が金融機関から低利で必要な資金を調達することができるよう、国が指定金融機関に対して利子補給金を支給。		
対象者	総合特区の推進に資する事業を実施する企業等に対して融資を行う金融機関であって、あらかじめ内閣総理大臣の指定を受けたもの(指定金融機関)		
対象事業	<p>以下のような事業に対して金融機関が行う貸付事業が対象。</p> <p>(国際戦略総合特区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業</li> <li>○ 新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業</li> <li>○ 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業</li> <li>○ 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業 等</li> </ul> <p>(地域活性化総合特区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業</li> <li>○ 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流の増大及び定住の促進に関する事業</li> <li>○ 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業</li> <li>○ 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの 等</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利子補給率(通常の金利の低減分の利子率)は、0.7%以下。</li> <li>○ 支給対象期間は、利子補給契約に係る貸付が最初に行われた日から起算して5年以内。</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>融資を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地方公共団体が金融機関等を含む地域協議会を組織し、総合特区の指定申請等を提出。</li> <li>② 地方公共団体の指定申請を踏まえ、総合特区推進本部の意見に基づき、内閣総理大臣が総合特区を指定。</li> <li>③ 指定地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。</li> <li>④ 金融機関の申請により、要件を満たす金融機関を内閣総理大臣が指定。</li> <li>⑤ 企業等の事業が認定総合特別区域計画に資するかどうかを地方公共団体が確認後、内閣総理大臣が当該事業の事業者を推薦。</li> <li>⑥ 指定金融機関が、認定計画に資する事業を行う企業等に対して融資。その後、内閣府と指定金融機関が利子補給契約を締結。</li> <li>⑦ 内閣総理大臣が指定金融機関に利子補給金を支給。これにより、企業等が指定金融機関へ融資の返済時に利子補給率分が低減。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-3539-2284 FAX : 03-3591-1974 URL : <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</a>	

## 内閣府 4

施策名	国際戦略総合特区に係る税制上の特例	
	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)
		新規
根拠法令等	総合特別区域法（国会審議中）、租税特別措置法（国会審議中）	
概要	国際戦略総合特区において、我が国の経済のけん引役となることが期待される産業の拠点形成に資する投資の促進、拠点の国際競争力強化のための環境整備のための、法人税の軽減措置を創設（以下の措置の選択適用）。	
対象者	法人	
対象事業	総合特別区域法案成立後、国際戦略総合特別区域の指定を受けたエリアにおいて、特定国際戦略事業の用に供する設備に係る投資を行うもの、もしくは、専ら、特区内において行う特定国際戦略事業で地方公共団体による経済的負担の低減を図る措置が講じられ、かつ、規制の特例措置の適用のを受けるものを行った者に対し法人税の特例措置を適用できることとする。	
支援内容	<p>事業者は下記の3つの特例措置から1つを選択して適用を受けることができる。</p> <p>○①投資税額控除または②特別償却 国際戦略総合特区内で当該特区に係る総合特区計画に記載された特定国際戦略事業の用に供する機械、建物等を取等してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除を受けられる制度を創設。</p> <p>○③所得控除 専ら、総合特区で適用される規制の特例措置等の適用を受けて行う特定国際戦略事業で総合特区計画に記載されたものについて、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設。</p>	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①内閣総理大臣が指定した総合特区に係る同大臣による総合特区計画の認定</p> <p>②認定総合特区計画に定める特定国際戦略事業を行う法人として、地方公共団体に対して指定法人等の指定申請</p> <p>③地方公共団体が指定法人等を指定</p> <p>④指定法人等から地方公共団体に対して事業年度ごとに事業報告。</p>	
備考	総合特別地域法とは別に租税特別措置法に基づく措置が必要。	
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-3539-2119 FAX : 03-3591-1971 URL : <a href="http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/</a>

## 内閣府 5

施策名	地域活性化総合特区に係る税制上の特例	
	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)
		新規
根拠法令等	総合特別区域法（国会審議中）、租税特別措置法（国会審議中）	
概要	地域の資源や創意工夫を生かした地域活性化を図る総合特区計画の実現を支援するため、地域活性化総合特区において、当該計画に必要となる資金調達のため、地域の志のある資金を結集するための措置を創設。	
対象者	個人	
対象事業	総合特別区域法成立後、地域活性化総合特別区域の指定を受けたもののエリアにおいて、社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）である特定地域活性化事業を行う中小企業として地方公共団体が指定した者に対して、個人が出資した場合、当該個人について税制上の優遇措置を適用できることとする。	
支援内容	○出資に係る所得控除 社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から（出資額－2,000円）を控除できる。	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①内閣総理大臣が指定した総合特区に係る同大臣による総合特区計画の認定</li> <li>②認定総合特区計画に定める特定地域活性化事業を行う株式会社として、地方公共団体に対して指定会社の指定申請</li> <li>③地方公共団体が指定会社を指定</li> <li>④指定会社から地方公共団体に対して事業年度ごとに事業報告。</li> </ul>	
備考	総合特別地域法とは別に租税特別措置法に基づく措置が必要。	
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-3539-2119 FAX : 03-3591-1971 URL : <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</a>

## 内閣府 6

施策名	環境未来都市先導的モデル事業	予算額(百万円)	1,050
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>環境未来都市において行われる取組のうち、先端的な技術を複合的に用いる等の先導的な取組に対してモデル事業として支援を行うとともに、環境未来都市自らの取組内容等に関する情報を国内外に発信する等の普及啓発に係る事業への支援を行う。</p>		
対象者	都道府県、市町村、民間事業者等		
対象事業	<p>&lt;モデル事業&gt; ○環境未来都市において行われる取組のうち、先端的な技術を複合的に用いる等の先導的な取組が対象。</p> <p>&lt;普及啓発事業&gt; ○環境未来都市が自らの取組内容等に関する情報を国内外に発信する等の普及啓発に係る事業が対象。</p>		
支援内容	<p>&lt;モデル事業&gt; ○補助率：1／2</p> <p>&lt;普及啓発事業&gt; ○補助率：2／3</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	環境未来都市の選定（9月頃）以降に公募開始予定。		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL：03-5510-2207 FAX：03-3591-8801	



## 内閣府 7

施策名	地域再生基盤強化交付金	予算額(百万円)	62,000
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域再生法第19条第1項		
概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成した地域再生計画（内閣府の認定が必要）に基づき、道・污水处理施設・港の3つの分野において、地域の生活に密着した事業を分野横断的に整備する内容の計画に対して、国が交付金を交付。		
対象者	地方公共団体(都道府県、市町村 等)		
対象事業	<p>地方公共団体が作成する地域再生計画に記載された以下の事業が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道のうち、2以上の種類の施設整備を行う場合に対象。</li> <li>○污水处理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設又は漁業集落排水施設）又は浄化槽のうち、2以上の種類の施設整備を行う場合に対象。</li> <li>○港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設の両方の施設整備を行う場合に対象。</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、地方の自主性・裁量性を高めた地域再生法に基づく地域再生基盤強化交付金を交付。</li> <li>○交付金を交付する期間は、交付金の交付が開始される年度から、概ね5年以内。</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1月下旬 地方公共団体より、地域再生計画の認定申請</li> <li>○3月下旬 内閣府より、地域再生計画の認定</li> <li>○3月下旬 地方公共団体より、内閣府へ予算要望</li> <li>○3月下旬 内閣府において予算配分計画を作成し、関係省庁に移替</li> <li>○3月下旬以降 移替先省庁より、各地方公共団体に内示</li> <li>○4月以降 地方公共団体より、移替先省庁に交付申請</li> <li>○4月以降 移替先省庁より、各地方公共団体に交付</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-3539-2170	
		FAX : 03-3539-1973	
		URL : <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</a>	

## 内閣府 8

施策名	地域再生支援利子補給金	予算額(百万円)	122
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域再生法第20条第1項		
概要	金融機関が低利で必要な資金を貸し付けることができるようにすることにより、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすため、地域再生に資する事業を行う企業等が金融機関から低利で必要な資金を調達することができるよう、国が指定金融機関に対して利子補給金を支給。		
対象者	地域再生に資する事業を実施する企業等に対して融資を行う金融機関であって、あらかじめ内閣総理大臣の指定を受けたもの(指定金融機関)		
対象事業	<p>以下のような事業に対して金融機関が行う貸付事業が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者が独自に開発した技術又は知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業分野への進出等を行う事業、新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業</li> <li>○ 歴史上もしくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法の指定を受けたもの又はその他法令による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業</li> <li>○ 公営事業民営化の促進のため、国又は地方公共団体等の事業・資産を譲り受け、民間の資金・経営能力・技術力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業</li> <li>○ 地域経済の振興を図るための流通基盤の総合的な整備事業</li> <li>○ 地球温暖化、リサイクルの推進、その他地域における環境保全事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利子補給率(通常の金利の低減分の利子率)は、0.7%以下。</li> <li>○ 支給対象期間は、利子補給契約に係る貸付が最初に行われた日から起算して5年以内。</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>融資を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地方公共団体が金融機関を含む地域再生協議会を組織し、地域再生計画を作成。</li> <li>② 地方公共団体が地域再生計画の認定申請をし、内閣府が計画を認定。</li> <li>③ 金融機関の申請により、要件を満たす金融機関を内閣府が指定。</li> <li>④ 企業等の事業が認定地域再生計画に資するかどうかを地方公共団体が確認後、内閣府が当該事業の事業者を推薦。</li> <li>⑤ 指定金融機関が、認定計画に資する事業を行う企業等に対して融資。その後、内閣府と指定金融機関が利子補給契約を締結。</li> <li>⑥ 内閣府が指定金融機関に利子補給金を支給。これにより、企業等が指定金融機関へ融資の返済時に利子補給率分が低減。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-3539-2284 FAX : 03-3591-1974 URL : <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</a>	

## 内閣府 9

施策名	地域における男女共同参画促進総合支援事業	
	予算額(百万円)	40
		区分(新規・継続・変更)
		継続
根拠法令等	—	
概要	地域における様々な課題解決において、男女共同参画の視点を取り入れ、多様な主体の連携・協働による実践的な活動が行われるよう、地域の主体的な取組を促進するため、連携支援やアドバイザー派遣、人材育成プログラムの開発等による総合的な支援を実施。	
対象者	都道府県、市区町村、NPO法人、地域団体、男女共同参画関連団体、企業 等	
対象事業	<p><u>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</u>                      それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、地方公共団体、地域団体、男女共同参画関連団体等の求めに応じ、課題解決のための活動の充実、新たなネットワークの構築支援等に際し、適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することにより、地域における男女共同参画促進を支援する。</p> <p><u>【地域における男女共同参画連携支援事業】</u>                      地方公共団体、地域団体、民間団体等が連携してネットワークを作り、検討会の開催や成果の周知を行うことで、男女共同参画の視点を活かした地域課題の解決の仕組みづくりを行う。</p>	
支援内容	<p><u>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</u>                      地域おこし、まちづくり、観光、就業・再就業、ワーク・ライフ・バランス、介護、高齢者の社会参画・自立支援、子育て、教育、食育、防災、防犯、環境、外国人との共生等地域の実情にあう内容であり(配偶者からの暴力被害者支援は除く)、課題解決のための意見交換会、勉強会、シンポジウム、新たなネットワーク構築のための検討会等、地域における男女共同参画の推進にあたって、課題解決のための実践的な活動に関して指導・助言を行うアドバイザーを派遣する。アドバイザーは、男女共同参画の視点を持ちつつ、NPO法人、地域団体、男女共同参画関連団体、企業、学校等、多様な主体と連携・協働して行う地域の課題解決に向けた活動の中で、その活動をより効果的に進めるためのアドバイスを行う者で、地方公共団体から申請を受け、決定する。アドバイザーの謝金及び旅費は内閣府が負担する。</p> <p><u>【地域における男女共同参画連携支援事業】</u>                      地域における様々な課題(子育て、まちづくり、観光、防災、環境等)について地方公共団体等が、男女共同参画の視点を活かし、連携・協働しながらその解決に取り組み、その取組の成果の周知を行う上で必要な経費(人件費、諸謝金、旅費、会場経費等)を負担する。</p>	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p><u>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</u>                      アドバイザー派遣の手順は、以下のとおり。                      ①都道府県及び政令指定都市は、アドバイザーの派遣を受けようとする当該都道府県(又は政令指定都市)、域内の市区町村及び団体等からの派遣希望を取りまとめ、アドバイザー派遣申請書を派遣対象のセミナー等ごとに、内閣府に提出(市区町村は、都道府県を経由して提出)                      ②内閣府は、審査の上、適当と認められるときには、都道府県等に対して、アドバイザー派遣決定通知書により通知                      ③派遣が決定した団体は、アドバイザー候補と調整を行い、確定後、事業実施前に、都道府県等を経由して、アドバイザー派遣実施予定書を局長に提出                      ④派遣を受けた団体は、事業終了後、速やかに都道府県等を経由して、アドバイザー派遣事業完了報告書を内閣府に提出</p> <p><u>【地域における男女共同参画連携支援事業】</u>                      事業の実施の手順は、以下のとおり。                      ①事業の選定を受けようとする地方公共団体等は、事業申請書等を内閣府に提出                      ②内閣府は、審査の上、適当と認められるときには、決定通知書で通知                      ③事業実施団体は、契約関係書類を作成し、内閣府に提出                      ④事業実施団体は、契約終了日までに、事業の実施方法、今後に向けた取組や課題等を盛り込んだ事業報告書を内閣府に提出する。</p>	
備考	<p><u>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</u>                      募集期間は5月下旬まで。</p> <p><u>【地域における男女共同参画連携支援事業】</u>                      募集期間は6月中旬まで。</p>	
連絡先	内閣府 男女共同参画局 総務課	TEL : 03-3581-2549 FAX : 03-3581-9566 URL : <a href="http://www.gender.go.jp/">http://www.gender.go.jp/</a>

内閣府 10

施策名	地域防災力向上支援事業	予算額(百万円)	201
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p>災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命救助活動の大きな障害となることから、既存の地上系の通信システムを補完するために、衛星系の通信システムとして、衛星携帯電話等の整備に対して支援を行う。</p>		
対象者	地方公共団体		
対象事業	地域防災力向上支援事業		
支援内容	<p>災害時に孤立する可能性のある集落に以下の機器を配備する地方公共団体に対して整備費の1/2を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛星携帯電話</li> <li>2 衛星携帯電話のバッテリーを充電可能な非常用発電機</li> </ol>		
変更のポイント	<p>孤立集落における衛星携帯電話の整備率は、農業集落で2.3%、漁業集落で2.5%と極めて低い水準となっている。災害時の救急、救助活動に必要な情報収集を効果的に行うため、既存のモデル事業を抜本的に見直した。</p>		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方公共団体が内閣府に交付申請を行う。</li> <li>2. 内閣府が審査し、交付決定を行う。</li> <li>3. 地方公共団体が事業主体となり、孤立集落に対する衛星携帯電話の配備を実施。</li> <li>4. 地方公共団体が実績を内閣府に報告し、それに基づき内閣府が事業費の1/2を補助。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	内閣府 政策統括官(防災担当)付	TEL : 03-3501-5693 FAX : 03-3501-5199 URL :	

内閣府 1 1

施策名	沖縄IT知の集積促進事業	予算額(百万円)	659
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>沖縄 I T 津梁パーク内に、高度な I T 人材研修機能をもつ施設を整備し、沖縄県内情報通信関連産業の高度な人材育成を図るとともに、海外企業とのビジネス交流、また国際的な I T 人材育成等の推進を図る。</p>		
対象者	<p>交付先：沖縄県</p>		
対象事業	<p>沖縄県が実施する以下に掲げる事業に対して、補助金を交付。          沖縄 I T 津梁パークの「アジアとの架け橋機能」を実現すべく、海外とのビジネスも視野に入れた人材育成機能を強化するため、海外の技術者等が I T 津梁パークで O J T 研修等を行うことを想定した I T 人材研修機能をもつ施設を整備する。</p>		
支援内容	<p>事業経費の2/3について国庫補助。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄県より、内閣府に対して交付申請</li> <li>② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定</li> <li>③ 沖縄県において事業を実施、終了後、実績報告を内閣府に提出</li> <li>④ 内閣府による審査の結果、補助額を確定（事業に要した経費の2/3）し、国庫補助</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL：03-3581-5717          政策統括官（沖縄政策担当）付 FAX：03-3581-9761          産業振興担当参事官室 URL：<a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/">http://www8.cao.go.jp/okinawa/</a></p>		

## 内閣府 1 2

施策名	沖縄スマートエネルギーアイランド基盤構築事業	予算額(百万円)	1,060
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>沖縄においてスマートエネルギーアイランド形成に資するため、太陽光発電や風力発電を導入した場合の電力系統への影響や安定化対策の検証、電力の供給側と需要側が連携したエネルギー需給管理の実証、さらに環境関連産業の育成を図る。</p>		
対象者	<p>交付先：沖縄県 ※沖縄県から電気事業者や製造業者への支援を想定</p>		
対象事業	<p>沖縄県が支援する以下に掲げる事業に対して、補助金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入</li> <li>○エネルギー管理システムの研究開発・実証事業</li> <li>○亜熱帯型エコハウスに関する実証事業</li> <li>○EVバスの研究開発</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	<p>支援内容は以下を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギーの導入施設については、導入事業者へ2/3の補助。</li> <li>○エネルギー管理システム、亜熱帯型エコハウス、EVバス等の研究開発・実証については、事業者へ委託。</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄県より、内閣府に対して交付申請</li> <li>② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定</li> <li>③ 沖縄県において事業を実施、終了後、実績報告を内閣府に提出</li> <li>④ 内閣府による審査の結果、補助額を確定(事業に要した経費、またはその2/3)し、国庫補助</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室</p>	<p>TEL : 03-3581-5717 FAX : 03-3581-9761 URL : <a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/">http://www8.cao.go.jp/okinawa/</a></p>	

内閣府 1 3

施策名	外国人観光客受入強化事業	予算額(百万円)	199
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>沖縄における外国人観光客誘致を図るため、多言語による情報案内や通訳サービス等により受入事業者支援を強化するとともに、外国人観光客のニーズに応じた着地型の観光メニューの充実を図り、外国人観光客の満足度を高めることで、国際観光地としての基盤づくりを促進する。</p>		
対象者	交付先：沖縄県		
対象事業	<p>沖縄県が行う以下に掲げる事業に対して、補助金を交付。</p> <p>○観光情報システムモデル機能強化事業 ○着地型観光メニュー開発等支援事業</p>		
支援内容	事業経費の2/3について国庫補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <p>① 沖縄県より、内閣府に対して交付申請 ② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定 ③ 沖縄県において事業を実施、終了後、実績報告を内閣府に提出 ④ 内閣府による審査の結果、補助額を確定（事業に要した経費の2/3）し、国庫補助</p>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室</p>	<p>TEL：03-3581-0990 FAX：03-3581-9719 URL：<a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/">http://www8.cao.go.jp/okinawa/</a></p>	

内閣府 1 4

施策名	文化観光戦略推進事業	予算額(百万円)	118
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	沖縄の特色ある文化・芸能等を活用した観光誘客の取組を支援し、観光ボトム期の底上げや、観光客数の増加による地域の活性化等を図る。		
対象者	交付先：沖縄県		
対象事業	<p>沖縄県が実施する以下に掲げる事業について、補助金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄の文化観光の持続的発展に向けた戦略構築のための調査</li> <li>○地域・民間主体の文化・芸能等を活用した取組（県が選定）</li> <li>○芸能・文化に係る県外派遣公演</li> </ul>		
支援内容	事業経費に対して2/3を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄県による公募、選定、内閣府への交付申請</li> <li>② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定</li> <li>③ 沖縄県において事業を実施、終了後、実績報告を内閣府に提出</li> <li>④ 内閣府による審査の結果、補助額を確定（事業に要した経費の2/3）し、国庫補助</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当） 企画担当参事官室	TEL：03-3581-0990 FAX：03-3581-9719 URL： <a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/">http://www8.cao.go.jp/okinawa/</a>	



内閣府 15

施策名	子育てママの就職技術力向上支援事業	予算額(百万円)	44
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	母子家庭の母等を対象に、託児機能付きのパソコン研修等を県内5圏域で実施。ワープロソフト、表計算ソフト等のパソコン研修や、求人倍率が高く、勤務時間の融通がききやすいコールセンター等の就職対策講座を実施するほか、実際に求人募集のある企業における会社概要説明や社員研修の体験など、より就職に結びつく講座等を実施。		
対象者	交付先：沖縄県		
対象事業	<p>沖縄県が行う以下に掲げる事業に対して、補助金を交付。</p> <p>母子家庭の母等を対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パソコン研修を行うもの</li> <li>○コールセンター等の就職対策講座を実施するもの</li> <li>○会社概要説明や社員研修を行うもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	事業経費の2/3について国庫補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄県より、内閣府に対して交付申請</li> <li>② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定</li> <li>③ 沖縄県において事業を実施、終了後、実績報告を内閣府に提出</li> <li>④ 内閣府による審査の結果、補助額を確定(事業に要した経費の2/3)し、国庫補助</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL：03-3581-2763</p> <p>政策統括官(沖縄政策担当)付 FAX：03-3581-9719</p> <p>企画担当参事官室 URL：<a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/">http://www8.cao.go.jp/okinawa/</a></p>		

内閣府 16

施策名	若年者ジョブトレーニング事業	予算額(百万円)	133
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>これまで経験したことのない職種への就職を考えている若年者を対象に、6ヶ月間の職場訓練を実施し、訓練終了後は訓練成果の発表会を兼ねた合同就職面接会を開催し、若年者の就職を支援。その際、訓練生には訓練手当を、訓練生の受け入れ事業所には訓練委託料を支給。</p>		
対象者	交付先：沖縄県		
対象事業	<p>沖縄県が行う以下に掲げる事業に対して、補助金を交付。</p> <p>未経験の職種への就職を目指す若年者を対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職場訓練を行うもの</li> <li>○合同就職面接会を行うもの</li> <li>○職場訓練に係る訓練手当、訓練委託料</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	事業経費の2/3について国庫補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄県より、内閣府に対して交付申請</li> <li>② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定</li> <li>③ 沖縄県において事業を実施、終了後、実績報告を内閣府に提出</li> <li>④ 内閣府による審査の結果、補助額を確定(事業に要した経費の2/3)し、国庫補助</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL：03-3581-2763</p> <p>政策統括官(沖縄政策担当)付 FAX：03-3581-9719</p> <p>企画担当参事官室 URL：<a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/">http://www8.cao.go.jp/okinawa/</a></p>		

内閣府 17

施策名	沖縄新規学卒者等緊急就職支援事業	予算額(百万円)	250
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>①新規学卒者緊急就職支援プログラム 就職の決まっていない大学4年生、高校3年生等を対象に、ビジネスマナー講習、コミュニケーション研修、面接対策等を実施、その後合同企業面接会を開催する。</p> <p>②未就職卒業者県外就職支援プログラム 県外企業の採用枠を開拓し、人事担当者等を沖縄県内に招聘した上で、卒業後概ね3年以内の若年者を対象に、合同企業面接会等を実施する。</p> <p>③キックオフプログラム 就業意識の啓発等のため、新規学卒者及び卒業後3年以内の若年者並びにこれらの保護者を対象に、シンポジウム等を開催する。</p>		
対象者	交付先：沖縄県		
対象事業	<p>沖縄県が行う以下に掲げる事業に対して、補助金を交付。</p> <p>新規学卒者又は卒業後概ね3年以内の若年者を対象に実施する、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新規学卒者緊急就職支援プログラム</li> <li>○未就職卒業者県外就職支援プログラム</li> <li>○キックオフプログラム</li> </ul>		
支援内容	事業経費の2/3について国庫補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄県より、内閣府に対して交付申請</li> <li>② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定</li> <li>③ 沖縄県において事業を実施、終了後、実績報告を内閣府に提出</li> <li>④ 内閣府による審査の結果、補助額を確定（事業に要した経費の2/3）し、国庫補助</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL：03-3581-2763</p> <p>政策統括官（沖縄政策担当）付 FAX：03-3581-9719</p> <p>企画担当参事官室 URL：<a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/">http://www8.cao.go.jp/okinawa/</a></p>		

内閣府 18

施策名	沖縄21世紀ビジョン推進「万国津梁」人材育成事業	予算額(百万円)	1,350
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>沖縄県において高度な国際性と専門性を有する産業人材を育成するため、海外の企業・大学院等への派遣・留学とともに、中核・若手人材を対象に実施するグローバル化に対応した研修に対し、支援を行う。</p> <p>アジア・太平洋地域の優秀な高校生を沖縄に招聘し、科学技術・文化等を通じて、沖縄の高校生等との国際交流を深めることにより、将来の沖縄の発展を担う若者の人材育成支援を行う。</p> <p>これらの人材育成を持続的に行うため、沖縄県の既存の基金を活用する。</p>		
対象者	交付先：沖縄県		
対象事業	<p>沖縄県が行う以下に掲げる事業に対して、補助金を交付。</p> <p>中核・若手人材を対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業人材バンクネットワーク構築に関する事業</li> <li>○セミナー型人材育成事業</li> <li>○派遣・招聘型人材育成事業</li> </ul> <p>高校生等を対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アジア・太平洋地域及び本土の優秀な高校生と国際交流を深めることにより、将来の沖縄の発展を担う若者の人材育成を行う事業</li> </ul>		
支援内容	事業経費の10/10について国庫補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄県より、内閣府に対して交付申請</li> <li>② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定</li> <li>③ 沖縄県に補助金(事業経費の10/10)を交付し、沖縄県は沖縄県産業振興基金に積立</li> <li>④ 沖縄県は基金積立後、実績報告書を内閣府に提出</li> <li>⑤ 内閣府による審査後、補助金の額を確定し、沖縄県に通知</li> <li>⑥ 沖縄県において事業を実施し、毎年度、事業の終了後、事業実施報告書を内閣府に提出</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 企画担当参事官室	TEL：03-3581-2763 FAX：03-3581-9719 URL： <a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/">http://www8.cao.go.jp/okinawa/</a>	

内閣府 19

施策名	離島特産品等マーケティング支援事業	予算額(百万円)	23
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	離島地域の特産品等を扱う事業者に対し、専門家等を活用することにより、販路拡大のための市場調査や店舗等でのテスト販売を支援し、販売戦略を構築するとともに、販路拡大等を支援する。		
対象者	交付先：沖縄県		
対象事業	<p>沖縄県が行う以下に掲げる事業に対して、補助金を交付。</p> <p>離島特産品等を扱う事業者で、販売戦略を構築の上、販路拡大を行いたい事業者を対象に、</p> <p>①販路拡大のための市場調査                  ②販売戦略の策定・実施                  ③物産展・イベント等への出典支援                  ④店舗等でのテスト販売を支援                  ⑤①～④を踏まえて、必要に応じて商品改良等に係る支援 等</p>		
支援内容	事業経費の2/3について国庫補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援の手順は以下のとおり。</p> <p>① 沖縄県より、内閣府に対して交付申請                  ② 内閣府による審査後、沖縄県に対して交付決定                  ③ 沖縄県において事業を実施、終了後、実績報告を内閣府に提出                  ④ 内閣府による審査の結果、補助額を確定（事業に要した経費の2/3）し、国庫補助</p>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL：03-3581-2763</p> <p>政策統括官（沖縄政策担当）付 FAX：03-3581-9719</p> <p>企画担当参事官室 URL：<a href="mailto:masaki.gushiken@cao.go.jp">masaki.gushiken@cao.go.jp</a></p>		

## 内閣府 20

施策名	沖縄ライフ・イノベーション創出基盤強化事業	予算額(百万円)	700
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>沖縄科学技術大学院大学（平成24年秋の開学を目標）等を核として健康・医療分野の知的・産業クラスターを形成するため、ニーズが強い動物実験、遺伝子組換え実験等に必要な設備・機器を整備するとともに、研究開発機関、バイオベンチャー企業等が研究を行う先端生命科学研究施設を整備。</p>		
対象者	沖縄県		
対象事業	<p>以下に掲げる事業に対して補助金を交付。</p> <p>①研究開発設備・機器の整備・活用 ライフ分野の研究開発に必要な動物実験、遺伝子組換え実験等に必要の研究設備・機器整備等を行うことにより、沖縄の研究開発機関、バイオベンチャー企業等のライフ分野の研究開発を支援する。</p> <p>②研究開発設備・機器配置・活用のための施設整備 ①の設備・機器を配置するとともに、研究開発機関やバイオベンチャー企業等が入居し、設備・機器を活用した研究開発を行うための施設を整備する。整備にあたっては、企業ニーズ等を踏まえ、価格や場所、使用等についての仕様を設定するための事前調査を行う。</p>		
支援内容	事業経費の2/3について国庫補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 沖縄県は、補助事業の内容、事業に要する経費の配分等を示して内閣府に補助金交付申請をする。</p> <p>② 内閣府は、申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付決定をする。</p> <p>③ 沖縄県は、補助事業が完了したときは実績報告書及び添付書類を内閣府に提出する。</p> <p>④ 内閣府は、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県に通知する。</p> <p>⑤ 沖縄県は、補助金の額の確定通知を受けたときは、内閣府に精算払請求をする。</p>		
備考	—		
連絡先	内閣府 沖縄振興局 新大学院大学企画推進室	TEL : 03-3581-9974 FAX : 03-3581-0952 URL : <a href="http://www8.cao.go.jp/okinawa/sesaku/daigakuin/index.html">http://www8.cao.go.jp/okinawa/sesaku/daigakuin/index.html</a>	